居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人　聖優会

居宅介護支援事業　重要事項説明書

１　当事業所が提供するサービスについての相談窓口および通常営業日等

電話　　０７７－５６６－１１９９

ＦＡＸ　　０７７－５６６－２０８０

通常営業日	月曜日から土曜日（12/30 から 1/3 までを除く）
通常営業時間	午前９時００分から午後５時３０分まで

通常営業日・営業時間外の連絡先　　電話　０８０－１５１１－３５５７

担当）鷦鷯 祐喜子 、浦谷 由美子 、松本 真里香 、林　透生

２　当事業所の概要

事業所名	菖蒲の郷居宅介護支援センター
所在地	滋賀県草津市山寺町８３７番地
事業所の指定番号	滋賀県知事指定２５７０６０００２９
サービスを提供する 通常の事業の実施地域	草津市、栗東市、守山市、大津市 （上記以外でもご希望があればご相談ください。）

３　当事業所の法人概要

名称	社会福祉法人　聖優会
所在地	滋賀県草津市山寺町８３７番地
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長　　片島 京子

４　当事業所の従業員

（管理者）所長　鷦鷯 祐喜子

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	１名	従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常勤１名
介護支援専門員	４名	サービス計画の作成、連絡調整等居宅介護支援業務を行う。	常勤４名

５　事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とするご利用者及びそのご家族等からの相談を承ります。

具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。（運営方針）

（１）ご利用者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。

（２）ご利用者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
（３）ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者およびそのご家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立をモットーとします。
（４）ご利用者の要介護認定等に係る申請に対して、ご利用者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）認定の申請の有無を確認し、その支援も行います。
※当サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。

６　提供するサービスの内容と料金

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析ツールを使用して、ご利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成する。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行う。
サービス実施状況及び課題の把握	１ヶ月に１回以上、担当の介護支援専門員がご利用者宅を訪問し、サービスの内容が適切かなどについて相談する。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが計画どおりに提供されたか等を確認して給付管理を行う。
要介護（要支援）認定等の協力、援助	ご利用者が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代行したり、その他必要な援助を行う。
ご利用者様からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談ください。

「公正中立なケアマネジメントの確保」

ご利用者が利用される指定居宅サービス事業所の選定にあたっては、ご利用者およびご家族に、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を担当介護支援専門員に求めることができることについて説明を行い、公正中立なケアマネジメントの確保に努めます。
※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

「医療と介護の連携の強化」

ご利用者が入院された時には、当事業所の担当介護支援専門員の氏名・連絡先等を入院先の医療機関にお伝え下さい。

「料金等」

(1) 居宅介護支援については、介護保険適用時の自己負担金（代理受領の場合）は、無料です。但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、一旦１ヶ月あたりの下記該当金額を頂き、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日保険者（市町村）担当窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費（介護報酬）

区分（介護給付）	金額	算定要件等
	要介護１・２　11,620 円／月	
	要介護３・４・５　15,097 円／月	
特定事業所加算（Ⅱ）	4,504 円／月	下記参照※1
その他の加算	初回加算　3,210 円／月	初めてまたは、２段階以上の認定区分が変更した際に居宅サービス計画を策定した場合
	入院時情報連携加算 （Ⅰ）　2,140 円／月 （Ⅱ）　1,070 円／月	入院された際にご利用者の生活状況など必要な情報を入院先へ提供した場合 （Ⅰ）：入院したその日の内に行った場合 （Ⅱ）：入院してから 3 日以内に行った場合
	退院・退所加算 6,420 円／回 8,025 円／２回 9,630 円／３回	退院、退所時に情報提供依頼や連携を行なった場合（入院等期間中に３回まで算定可）
	緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140 円／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合（１月に２回まで算定可）
	通院時情報連携加算 535 円／月	医療機関において医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合（１月に１回まで算定可）
	介護職員等処遇改善加算 当該月の介護給付費の総単位数にサービス別加算率（2.1%）を乗じた単位数に地域区分単価（10.45 円）を乗じた額（１月につき）	介護支援専門員の処遇改善等を行った場合

※1　特定事業所加算（Ⅱ）：主任介護支援専門員を配置、ご利用者に関する情報・留意事項等の伝達などの会議の定期的開催、24 時間で連絡・相談体制を確保、運営基準減算・特定事業所集中減算の不適応、介護支援専門員の担当件数が１人当り 40 件以下、常勤専従の介護支援専門員

3名以上配置、介護支援専門員に対し計画的に研修を実施、地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供、家族に対する介護等日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加、他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成。

※　上記の料金表には、各サービス項目の単位数に地域区分単価（10.70円）を乗じた金額（端数切捨て）を表示しています。

(2) 交通費

ご利用者が当事業所の通常の事業実施地域以外に居住されている場合は、下記の交通費をいただきます。

通常事業の実施地域を越えた地点から

・片道２０km未満	無料
・片道２０km～３０km未満	２００円
・片道３０km以上	４００円
・タクシーを使用した場合	実費

(3) 解約費用

ご利用者の自己都合により、契約を解除する場合の費用は厚生大臣の定める基準額に相当する金額を頂くことがあります。

7　料金の支払い時期と支払い方法

料金はその都度現金でお支払いください。

8　介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、お気軽にご相談ください。

9　解約

1　ご利用者は当事業所に対し、「契約解約申出書」を解約する日までに事業所に届け出ていただくことにより、この契約を解約することができます。但し、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

2　当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対し契約終了日の１ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解除することがあります。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報を提供し、ご利用者が滞りなく介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

3　ご利用者、ご契約者、代理人、ご家族等が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う

ことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には契約を解除させていただくことがあります。（※1）

（※1）契約解除となる場合の具体例

・パワーハラスメント行為（暴力、暴言、誹謗中傷等）

・セクシャルハラスメント行為（介護を行う上で必要以上に介護従事者の体を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、好意的態度の要求等）

・個人情報漏洩に該当するような行為（無断で写真・動画の撮影や録音すること、写真・動画等をインターネット・ＳＮＳ等に掲載すること）

・過度な要求や頻回な申出等によりサービス従事者の業務を停滞させるような行為

・サービス従事者に対しての高圧的な態度や言動をとる行為

・その他、ストーカー行為に該当するような迷惑行為等

１０　契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

１ご利用者が介護保険施設に入所した場合

（介護保険施設に入所するにあたっては、必要な支援を行います）

２ご利用者が要介護でなくなった場合

（地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います）

３ご利用者がお亡くなりになった場合

４契約期間中に６ヶ月間、具体的な居宅サービスのご利用がなく、かつ利用のご意向も明示されない場合

１１　秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

②事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、

また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
③事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

１２　事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１３　虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。
（虐待防止に関する責任者）管理者・所長　鷦鷯 祐喜子
②成年後見制度の利用を支援します。
③苦情解決体制を整備しています。
④従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

１４　相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情がございましたら、当事業所の窓口までお申し出ください。

①当事業所が提供するサービスについて
②居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

菖蒲の郷居宅介護支援センター 相談担当者　　鷦鷯 祐喜子	滋賀県草津市山寺町８３７番地 ＴＥＬ　０７７－５６６－１１９９ ＦＡＸ　０７７－５６６－２０８０

当事業所以外でも、下記の窓口があります。

草津市介護保険課	滋賀県草津市草津３丁目１３－３０ ＴＥＬ　０７７－５６１－２３６９
栗東市長寿福祉課	滋賀県栗東市安養寺１丁目１３－３３ ＴＥＬ　０７７－５５１－０２８１
大津市介護保険課	滋賀県大津市御陵町３－１ ＴＥＬ　０７７－５２８－２７５３
守山市介護保険課	滋賀県守山市下之郷三丁目２－５ ＴＥＬ　０７７－５８２－１１２７

滋賀県国民健康保険 団体連合会	滋賀県大津市中央４丁目５－９ ＴＥＬ　０７７－５２２－２６５１ ＦＡＸ　０７７－５２２－２６２８

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいた重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　滋賀県草津市山寺町８３７番地
名称　　菖蒲の郷居宅介護支援センター
印

説明者　　所属　　菖蒲の郷居宅介護支援センター
氏名　　印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明をうけました。

本人　　住所
氏名　　印

（代理人）　住所
氏名　　印